

## 有機農業推進法／日本農業変える起爆剤に

谷口吉光（秋田県立大学）

教育基本法改正が焦点となった先の臨時国会で、農業関係者が注目していたひとつの法案が成立した。

有機農業推進法。化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組み換え技術を利用しない有機農業を国が推進するという趣旨の法律だ。

「国が有機農業を推進する時代が来るとは」「この法律は画期的だ」。有機農業を実践している農家からは驚きの声が多い。

それも無理はない。戦後、国は化学肥料や農薬を使うことを当然とする「近代農業」を推進してきた。農協や普及所もそれに従った。そんななかで「農薬を使わない農業がしたい」などと言い出す農家がいれば、「そんなことできるわけがない」「何を考えているんだ」と地域の中で徹底的に批判された。有機農業は文字通り日本農業の「異端児」として出発したのだ。

日本で有機農業が始まって35年余り。この間食の安全を求める消費者の声の高まりや、環境保全や生物多様性に関する認識の深まりなどによって、有機農業の重要性は徐々に認められていった。そして今回の推進法成立によって、とうとう国は異端児を「認知」し、自ら責任を持って有機農業を推進すると明言するに至ったのである。時代の変化の大きさを実感させられる。

しかし、有機農業を推進するとはどういうことなのか。現在でも、有機JAS（日本農林規格）認証制度というものがあり、その基準に合致した農産物を「有機」として認証しているが、国内農産物の生産量に占める割合はわずか0.16%しかない。推進法ができたのだから、この数字が現在の数十倍になってほしい。

しかし、有機農業の推進とは、上記の基準を満たした有機農業を増やすだけでなく、有機農業を起点に日本農業全体を変えていくことでなければならない。

有機農業の本質は自然のなかに本来備わっている生命の再生産機能に基づいて作物を育てるという点にある。「米を育てるのは人間の力が2割であとは自然の力だ」などと言われるように、もともと作物は自然の力で育つもので、人間はそれを助けるだけだという考えはごく当たり前のものだった。有機農業の推進とは、農業の基本に有機農業の理念を据え、日本農業全体を当たり前の農業に近づけていくことである。

しかし、そのためには、「農薬はイヤだが、虫食いの野菜もイヤ」などという支離滅裂な消費者の意識を変えることや、農家と協力して有機農業の技術開発に取り組む研究者・技術者の育成など課題は多い。

推進法成立を受けて、来年度には都道府県ごとに推進計画作りが始まる予定である。秋田県の有機農業の実践は大潟村を除けばまだまだ弱いが、これをきっかけに新しい取り組みが広がることを期待したい。

（朝日新聞「あきた時評」 2007年1月13日掲載分を加筆・修正した）